

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	19	担当課	畜産課
法令名	家畜商営業保証金規則	根拠条項	9	許認可等の内容	営業保証金の取戻広告に係る証明	
家畜商営業保証金規則						
(昭和37.1.23 法務・農林省令第1号) 最終改正 昭和53法務・農林省令第1号						
第9条 前条第3項の届出をした者は、当該公告に定める期間内に、前条第1項第3号又は第2項第4号の申出書の提出がなかったときは、その旨の証明書の交付を当該都道府県知事に請求することができる。						
2 前条第3項の規定により届出をした者は、当該公告に定める期間内に、同条第1項第3号又は第2項第4号の申出書の提出があったときは、当該申出書各1通及び申出に係る債権の総額に関する証明書の交付を当該都道府県知事に請求することができる。						
(営業保証金の取りもどし)						
第8条 法第10条の7第1項の規定により家畜商であった者又はその承継人が営業保証金の取りもどしをしようとするには、官報に次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、同条第4項ただし書の規定に該当するときは、この限りではない。						
一 当該家畜商であった者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、本店及び代表者の氏名)						
二 取りもどしをしようとする営業保証金の額						
三 前号の営業保証金につき法第10条の4第1項の権利を有する者は、6月を下らない一定期間内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書2通を当該家畜商であったものが登録を受けていた都道府県知事に提出すべき旨						
四 前号の申出書の提出がないときは、第2号の営業保証金が取り戻される旨						
2 法第10条の7第2項の規定により家畜商が営業保証金の取りもどしをしようとするには、官報に次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、同条第4項ただし書の規定に該当するときは、この限りではない。						
一 当該家畜商の住所及び氏名(法人にあってはその名称、本店及び代表者の氏名)						
二 当該家畜商の家畜の取引(法第2条に規定する家畜の取引をいう。)の業務に従事しないことになった者の氏名						
三 取りもどしをしようとする営業保証金の額						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	19	担当課	畜産課
法令名	家畜商営業保証金規則	根拠条項	9	許認可等の内容	営業保証金の取戻広告に係る証明	
<p>四 前号の営業保証金につき法第10条の4第1項の権利を有する者は、6月を下らない一定期間内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書2通を当該家畜商が登録を受けている都道府県知事に提出すべき旨</p> <p>五 前号の申出書の提出がないときは、第3号の営業保証金が取りもどされる旨</p> <p>3 営業保証金の取りもどしをしようとする者が第1項又は前項の規定により公告したときは、遅滞なく、その旨を第1項第3号又は前項第4号に規定する都道府県知事に届け出なければならない。</p>						